

半田市大規模小売店舗立地庁内調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項及び第9条第1項の規定による市の意見を集約するため、半田市大規模小売店舗立地庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境（交通、騒音、廃棄物等）の保持のため、関係行政機関、地域住民などの幅広い意見を踏まえて、調査検討を行なう。

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 会長は、市民経済部長の職にある者をもって充てる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業課長がその職務を代理する。

(会議運営)

第4条 調整会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 調整会議は、付議する事案により、その構成員のうち事案に係る構成員のみをもって開催することができる。

3 会長は、必要があると認められるときは、調整会議において構成員以外の者の出席又は関係する者の意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、市民経済部産業課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月17日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 7 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員	企画部市民協働課長
委員	企画部企画課長
委員	総務部防災安全課長
委員	市民経済部産業課長
委員	市民経済部環境課長
委員	建設部土木課長
委員	建設部都市計画課長
委員	建設部建築課長
委員	水道部下水道課長
委員	教育部学校教育課長